

第43回滋賀県消費生活審議会開催結果概要

日 時：平成22年8月30日(月)10:00～12:00

場 所：滋賀県庁 大津合同庁舎 7-A会議室

出席委員：大原委員、佐藤委員、馬殿委員、伊吹委員、遠藤委員、中谷委員、
見上委員、川濱委員、高畠委員、森野委員、宮田委員

議題1 会長、副会長の選出について

滋賀県消費生活条例施行規則第2条第2項により、委員の互選によって 会長 見上委員、副会長 川濱委員 が選出された。

議題2 平成21年度滋賀県消費者基本計画の実施状況について

(事務局説明)[資料3・4・6-3・6-4]

会長 それでは、ただいまの報告につきまして、何か質問があれば。

委員 多くの消費者啓発、情報提供をいただいていると思う。
縦割りではなくて、横のつながりを持って消費者行政をされていて感謝している。
小売物価等調査統計について調査区域を昨年の9月、愛荘町から彦根市に変えられた理由を尋ねたい。
また、高校生を対象にした金融広報委員会との共催による金融関係講師派遣事業に関して、高校生にこのような勉強をさせていただくことは非常にありがたいが、疑問に思ったのは、「株式投資について」という内容。これは教員に対してされているのであれば、視点が違うのではないかと思う。
また、PIO-NETについて、事務が煩雑になるということを知ったことがある。どのように変わっていくかということを知りたい。
生活弱者への配慮ある施策というのが大事だと思っている。関心のある方や興味のある方は、すぐに情報に手にいれることができるが、そういうことを知らない、手を伸ばすこともできない人たちを、どのようにして消費者被害から守っていくかということが大事だと思う。今後に期待している。

会長 では、ただいまの三点について、事務局の方から。

事務局 1点目については、あらためて回答させていただきたいと思う。

2点目、金融広報委員会の派遣事業については、すべて生徒に対する講座ということで、講師を派遣している。この高校については、株式投資の仕組みを学んで金融の概要を知るということで、こういうテーマになっている。

3点目のPIO-NETの質問について。県内では、地方消費者行政活性化基金を活用し、市町の消費生活相談窓口の充実・強化が図られている。

市町の窓口からもPIO-NETを活用して相談状況が報告され、全国の消費生活相談状況にまとめられる。PIO-NETについては、昨年度末システム変更があり機器も新設されたが、取り扱いについては、相談員等への研修が実施されている。新しいシステムが導入されたことによって、少し手間取ったという状況はあったかもしれないが、PIO-NETが導入されることによって、より全国の情報がわかるようになる。

また、生活弱者への情報提供に関しては、消費生活の相談に来られている方は、被害に遭っている方の3分の1ぐらいではないかとの国の見解もある。

県としては、関係部局、例えば福祉関係の部局等と連携をすることによって、そういった被害に遭っている方の掘り起こし等も進めていける状況と思っている。市町の相談窓口では、より身近に連携を取られて、相談窓口の情報が入っているように思う。

県としては、いろいろな情報の提供を生活弱者の方の見守り支援をされる方に対しても行っているところである。

会長 では、いまに関連してでも、そのほかの案件でもご質問、ご意見をどうぞ。

委員 資料を見て、ずいぶんいろいろなことをされているのだなと感じた。私は草津で消費者グループを運営して活動しているが、あまり情報が届かないということを感じている。以前であれば、湖南地区でも連絡会をつくって、学習会などを一緒にしていたが、南部の地域の会もなくなり、自主的にしなければいけなくなった。消費者庁ができたのだから、もっと充実していくのかなと思ったが、かえって後

退してしまったというような感じである。

これだけいろいろとしていただいているのなら、PRがどのようにされているのかなど。関心を持っていても、情報がうまく伝わっていないということを感じた。

それから、相談窓口の充実ということで、町窓口の充実をされたかと思うが、湖南地区の場合は、草津の駅前に分室があって、そこを活用されていた方があったが、それがなくなった。やはり、相談というのは、地元の市町の相談に行くと、知人にあったら困るということで、分室があったときの方がよかったということを実際に聞いている。

相談する人の立場になったら、分室の統合が本当に相談窓口の充実になったのかということを考えていただかないといけないのかなと感じた。

会長 さまざまな取り組みなり、情報の取りまとめもできているのだけれども、現場といいますか、現地に対する情報が流れる仕組み、もしくは、消費者のところに具体的に伝わる仕掛けのところ、むしろ草津では、若干感じるところがあるというようなご意見だと思う。何かコメントはあるか。

事務局 おっしゃるように、啓発は、本当に求められるところにすべてのそういう情報が入れば一番いいと思っている。県が発信できる情報は、ホームページにも載ってはいるが、そういった機器を使わない方もいらっしゃる。だから、そういう方にいかに届けるかということで、それぞれやり方を変えながら、センターでもいろいろと情報発信している。また、危険情報とか緊急情報に対しては、「しらがメール」という携帯メールがあって、登録されている方には情報発信できるようになっている。

新しい情報発信については、また、委員の皆さんからもいろいろご意見を聞きながら、やっていかなければならないとは考えているので、ご意見をいただけたらと思う。

委員 高齢者の方は、まだまだあまり、そういう新しい機器を使えない人がたくさんいる。

事務局 民生委員など福祉関係の方にそういった情報を届けて、そこから

届けていただくようなかたちも、センターからの情報発信ではとっている。

また草津のセンターの分室が閉まったことで、サービスの低下になったのではないかというご意見だとおききしたが、国の新しい法律にも、県と市町との役割分担というのがはっきり出ていて、やはり住民の皆さんが一番身近な所の相談窓口に行かれるというのが、まず一番必要であろうということで、まずそれぞれの市町の相談窓口を充実することになっている。県はそういった市町への支援、もしくは広域的、専門性の高い部分について、取り扱いをするという形で、役割分担が明確にされた。

特に、湖南地域に関しては、市町の窓口が早くから充実されており、そういったことから、分室をセンター本所に統合するという形で進めさせていただいた。

委員 甲賀地域の方が、わりと利用されていたようなので、そちらの地域の方の願いじゃないかと思う。

事務局 恥ずかしいという意識を持たずに、相談窓口の方に行っていたことができるが、まず大事だと考えている。

会長 県と市町村の役割分担というのは、確かに制度上は明確にされたが、その間をつなぐような情報の交換であるとか、そういうことについては、どうか。

事務局 相談に関しては、センターが、すべての市町窓口の取りまとめをしている。そういったところで情報の提供なり、市町では対応できないような専門的な案件については、県センターでやらせてもいただいている。窓口が新しく開設された市町に関しては、きちんと支援をさせていただくよう進めさせていただいている。

委員 先ほど、委員の方からご指摘されたように、情報をどういうふう
に共有するかという問題、特に、先ほどの委員は、消費者団体にも入っておられるのに、そこに情報が流れないというのは、効率的に市民に対していろいろな活動をするという意味でも、なかなか問題があるところだと思う。
むしろ、将来の課題だと思うが、縦割り行政の弊害というのはい

ままで消費者の方で言われていたが、いま実際に消費者保護活動をしているというのは、実は、消費者行政の担当部局だけではなくて、警察ももちろんそうだし、あと、消費者団体、その中でも特に幾つかの適格消費者団体、いろいろなところがいろいろな権限を持ってやっているわけで、むしろいまはそれを効率的に回すためには、縦割り行政の弊害というよりも、消費者組織の縦割りの弊害をどのようにして変えていくかという視点がかなり重要だと思う。

たまたま京都では、消費者の行政担当部局と、警察と、そして、府内で活動している消費者団体、これが全部、今はまだ実験段階だが、一つのグループというか、全部が情報を共有できて、そして、具体的な事例に対応して、それぞれの団体が持っている権限を的確に早期行使するためのシステムというのをつくっていて、それがこの夏ぐらいから動き出す。

実際に、例えば警察の方から情報をもろう。あるいは、適格消費者団体、その他消費者団体に入ってきた苦情から問題点のあるケースを抜き出して、犯罪の可能性があったら、警察にできるだけ早く動いてもらう。そして、行政担当部局の方では、権限に基づく調査・処分をできるだけ早く行ってもらう。その上で、実際に被害が生じているようであれば、適格消費者団体が「消費者契約法」に基づいて改善を申し入れたり、差し止め請求を直ちにできるようにしたりするというもの。

いま現在、消費者保護のために動いている組織というのは、必ずしも行政だけではなくて、NPOなども多い。それを取り込んで、消費者活動をされておられる団体にも情報が回って、できるだけそれぞれの団体の権限とか、あるいは活動に応じて迅速に対応できるようにするというような方向が、もし滋賀県で今お考えでないようであれば、考えていただいてもいいのかなと思う。

会長

計画自体の意味は何かというと、結果的に考えると、行政の縦割りを解消する、滋賀県で行われていることを初めてまとめて把握することができた。それが計画で一番大きい意味だろうと。それができてきて具体的な展開をまた見ると、実は今度は消費者団体等、現場に今度は情報がどう流れるかという問題が浮き彫りになりつつあるのではないかということで、消費者団体の方の縦割りの問題が、ちょっと課題になるのではないかというご指摘が

あるが、委員は、京都ではそういう活動をされているということだったのですが、滋賀県では、何かそういうことを進められている、あるいは今後予定されているとか、何かコメントはあるか。

事務局 京都のように、適格消費者団体にはなっていないが、生活協同組合連合会が、いろいろな団体を巻き込んでの活動を去年からスタートしている。

委員 「消費者ネット・しが」というのを昨年に立ち上げた。そこでは生協、消費生活相談員、弁護士、司法書士が協力して、そういった縦割りの弊害をなくすようなかたちをつくっている。また、「消費者ネット・しが」とは別に、「滋賀県生活者支援ネット」というNPO法人、司法書士、弁護士、企業などさまざまな団体が集まって、今後連携を取っていこうという民間、任意の会がある。

事務局 新しい芽が出てきているので、行政としてもそういったところとの連携は、今後考えていかないといけないと思っている。

委員 例えば、消費トラブル 110 番のような電話受付を 1 日やるにしても、行政だけではなくて、それぞれ消費者団体とか、あるいは警察の関連部局の方から人を全部集めてそこでやると、電話相談をしている段階で、各団体に情報が流れる。そのようなかたちのシステムがあればいいと思う。

会長 ささまざまな視点と、具体的な提案はあろうかと思うので、少し具体的な課題を持って検討してもいいのかなと思う。

委員 私の専門は、実は携帯電話や情報システムの開発なのだが、5 年ほど前、フィッシング詐欺が盛んで被害が多かった時に、私のところに消費生活センターの方が、どのように啓発を進めていったらいいかと相談に来られた。そこで、私が講師をして、「くらしの情報セミナー」で、フィッシング詐欺を具体的に取り上げた。彦根でも同じように「くらしの情報セミナー」をしたが、セミナーに来られた方から、ぜひ、高齢者にもっと分かりやすく、より多人数に聞かせてほしいということで、レイカディア大学に呼ばれて、東大津と米原と、両方のレイカディア大学で合計 500 名の方

にフィッシング詐欺の防ぎ方を説明した。レイカディア大学では、その方たちが地域に帰られて、この内容を伝達されてといくということだった。フィッシング詐欺の啓発サイトを大学で提供していたが、ご高齢の方や家にパソコンやインターネットを持っておられない方は、そのようなサイトを見る手段がない。やはり一番いいのは、講演会で、実際にそのような画面を見てもらって、危機感を持ってもらうことだと思う。

私が提案したいのは、ぜひ、「くらしの情報セミナー」を、今は彦根ということだけでも、県内で巡回指導というか、いろいろなところで開催していただきたい。もちろんいまおっしゃったように、市町への権限の譲渡というのがあって、それは市町がやることだとなるかもしれないが、やはり私は、草津という県の真ん中に消費生活センターがあったのが、非常に利便もよかったと思う。また、当時もっと県民の方に啓発したいということで、県でフィッシング詐欺についての番組を制作し、放送されたが、残念だったのは、放送の制作権、著作権があるので、インターネットで常時それを流すということではできなかった。だから、2回放送しただけで終わってしまった。

申し上げたいのは、そういう啓発番組の著作権処理をして、それを県のホームページに常時掲載し、見たいときはいつでもオンデマンドで見られる、そういった情報提供と、対面での「くらしの情報セミナー」と、両方併せてしていけたらいいのではないかと思う。

事務局 いろいろとご意見をいただきありがたい。対面での啓発と、インターネット等の情報発信ということであるが、昨年度、県広報の情報発信の時間にあわせ、夕方に見ていただきやすい時間帯に、『うぉーたん&キャッフィーの Shiga はっぴいライフ』という消費生活に関するいろいろなトラブルを取り上げて、それについての対策を伝える番組を放送した。これに関しては、びわ湖放送のホームページで、いつでも見られる状況になっているので情報提供させていただく。

会長 基本計画の実施状況について、あと特にご質問があれば。

委員 広告表示の徹底化のところ、これは「景表法（不当景品類及び

不当表示防止法)」関係の指導だと思うが、口頭注意3件、表示関係でということだが、これはどのような経緯で情報が入り、口頭注意になったのかということをお教えいただきたい。

事務局 今回の口頭注意については、1件は直接県民生活課へ消費者の方から電話での通報。また、別の件では市町の相談窓口方へ電話が入り、県民生活課につないでいただいた。あと1件は、JAS法を所管する部局に情報が入りこちらに回ってきた。このような、3通りのルートがあった。具体的な内容は、1件は食品スーパーでの価格表示のミスで、これはPOSの付け間違い、打ち間違い。もう1件は、これも同じく食品スーパーで、税込みの価格の表示が不明瞭であったというもの。これらが、価格や取引条件に関する表示の2件。品質・規格等に関する表示の部分については、店舗でつくられているハンバーガーショップのパテについて、実際に食べた方が「国産黒毛和牛という表示がしてあるが、国産ではないのではないか」と疑いをもたれ、それで調査をさせていただいた。

委員 現在、景表法違反というのは、特にインターネット上のいろいろな宣伝は、2割ぐらい明らかに景表法違反かと。おそらく今後、この不当表示をどのように防止・修正していくかという観点、適格消費者団体に景表法違反の差し止め権限が与えられたということも含めて、かなりいろいろな他の団体と協力して推し進めていかなければいけないのではないかと考えている。これも、もし可能であれば、次回の基本計画の中で、少し、今後どのように効果的に不当表示をなくしていくのかというのを考えていただければと。

委員 私もちラシなどを作成するときに、表示というのは、一番真剣に見ている状況。表示をどうとらえるかによって、過大と受け取られる面がある。考え方が少し変わってくると、いろいろなご意見をまた頂戴することがあるので、ご指導、教育等が事業所の方にもいただければ、そういう指導を担当者にやっていきたいと思っている。今後とも指導をお願いしたい。

会長 さまざまな角度から、いろいろとご意見を承った。

委員 私は素人の立場で、小学生と中学生になる子どもがいるが、近年、子どもたちが消費トラブルに巻き込まれるという事例が増えてきていて、私もそういうことを心配している。若者被害の未然防止ということで講座をされているが、ここ数年で変化というのはあるのか。学校も、小学校から高校までであるが、先生たちの反応はどうか。

事務局 社会へ出て行かれる前にとということで、高校生、大学生を対象にしている。小中学校の消費者教育に関しては、「学習指導要綱」の中でも定められていて、家庭科で学ぶべきもの、社会科で学ぶべきもの、総合学習のところで学ぶべきものと、いろいろなかたちで運用されていると聞いている。

そこで、先生になって10年目の方を対象とした研修の機会に、消費者教育の必要性についてお話をさせていただく金融広報委員会の研修をさせていただいている。やはり学校での消費者教育というのは、先生方の取り組み具合によって全く変わってくる。各学校でどれくらい取り組まれているのかということまでは、こちらでは調べていないが、より先生方に取り組んでいただけるように研修を実施させていただいている。

議題3 平成21年度消費生活相談状況について (事務局説明)[資料5]

委員 去年は、相談した約8割の方が、相談をただけで問題が解決したということをきいたが、今年の状況としてはどうなのかなど。ただ1回電話で相談して問題が解決したというのは、どれぐらいの割合なのかというのを聞きたい。それと今年、立命館大学で消費生活アドバイザー講座をされているが、どれぐらいの方が受けておられるのかを聞きたい。

事務局 先に、処理の期間のご質問について、昨年、83パーセントぐらいというふうにご説明させていただいた。平成21年度は、それが81パーセントまで少し下がっていて、やはり即日に処理ができるものは、年々減ってきている状況にある。

立命館での消費生活講座は、受講生は約100名。構成は学生が50、社会人が50で、ほぼ半々という構成。夜間の講座で、午後7時か

ら 9 時まで、全 30 回の講座を組ませていただいている。

会長 処理済みの件数が減ったというお話は、いろいろな問題が絡んで相談内容が複雑になったからというご説明が途中であったが、そういうことが原因なのか。

事務局 処理の期間が、即日という相談がだんだん減っている。

委員 それと関連して、例えば、センターがあっせんされた件数だとか、あっせん途中の件数だとか、そういうのも教えていただきたい。

事務局 資料を配布後説明させていただく。

事務局 先ほどの説明の中に、県と市の役割分担や相談についての内容があったので、県と市の受付件数の割合について説明させていただく。平成 18 年が、だいたい県と市が 50 パーセントずつで、昨年平成 21 年度は、県が 42.1 パーセント、市が 57.9 パーセントということで、割合としては市町の窓口が増えているという状況。

会長 県と市の分担が基本的にスムーズに行われているというふうに、理解していいということか。

事務局 だんだん市町の割合が増えている。ちなみに 20 年度は、県が 43 パーセント、市が 57 パーセントだったので、少しずつではあるが、市町の割合が増えているという状況にある。

事務局 窓口も増えており、また市町では相談員の人数も増やしていただいている。対応できるところが充実してきているからだと考えている。

会長 この基本計画をつくる時のひとつの基本論点というか、議論していて、中になかなか十分書き込みにくかったのが、相談員の体制を充実するということ。県としては金がかけれないということだったと記憶しているすが、まあ何とかやっているということか。

- 事務局 いま、増員に対しても国の基金を使えるようになっていて、この期間に導入していただいているという状況になっている。
- 委員 前回の審議会でも申し上げさせていただいたかもしれないが、数的には県より市の方が増えている。ただ、年々消費生活の問題は複雑化している。県は相談員さんが任期切れで辞めてしまわれる、市の方がどんどんレベルアップされていくということで、最終的に県と市の役割分担ということでは、今は市町に窓口ができるというので、任期切れの相談員はできればそこに行くかもしれないが、今後、窓口はできた。じゃあ、そこはいいとして、そこから上をより充実させるという観点で、県と市の役割分担をどのように考えているかというのを、基本計画の中に入れるのか。
- 会長 多分入ると思うが、県と市の役割分担ではなくて、県の役割と市の役割は何かということ考えた場合に、多分高度な情報を、それも先行的に専門的に処理していく力量というのは、市町がそれを持てるかということ、どうも持ちにくいだろうと思う。そうすると、高度な情報を総合的に判断する部分は、県が担わざるを得ないというところが、現場との関係等が薄くなることによって、県側の、こういう言い方をしたら失礼だが、力量が下がるようなことはあってはいけないということになるのかと思う。市町の、市の役割が増加し、そこで対応能力を付けてきたということとは別個に、県の消費生活にかかわる力量形成、もしくはそれをブラッシュアップする体制というものをどう考えるかということ、計画で考えていかなければいけないと思う。今のところは、それも深刻な問題になっているわけではないだろうと思うので、今後考えればいかと。
- 事務局 「消費者安全法」の中でも、県の役割、市町の役割というものが明記されていて、県は、やはり苦情相談の中でも、市町区域を越えたような広域的な処置を要するもの、また、より専門性の高いもの、そういったことは県の役割の中に入っている。また、事業者指導に関しては、県の役割ということで、市町の窓口に入ってきた相談に対しての事業者指導は、県がこれからもやっていかなければならないと考えている。

委員 相談は県に入ったら県が処理。市に入ったら、市が処理。その相談の件数が、いまこのパーセントで分かれているということによろしいですね。あくまでも、相談される方の割合の、市と県との割合という意味の判断でよろしいか。

事務局 いまは、窓口で相談される件数が県と市がどういう割合かという話をさせていただいている。ただ、どちらにしても、相談者は、地元の市町の窓口に行かれたとしても、その相談内容によっては、県が対応することが必要な部分については、市町の支援をしながら、別に対応させていただくということになってくると思う。それと、より専門性の高い建築関係、食品の関係の相談は、県で部局横断的な連携もできているので、県として市町にアドバイスをさせていただきながらの相談対応を、これからもやっていける状況にあると思っている。

会長 分担であって、それが縦割りにならないようにする必要があると思う。先ほどご質問があった処理結果の関係、件数比等のデータが配布されたので簡単にこの表を説明いただきたい。

(事務局説明) [別表]

議題4 滋賀県消費者基本計画の改定について

会長 滋賀県消費者基本計画の改定についてということですが、これについて、事務局からご説明をお願いします。

(事務局説明) [資料6-1・6-2・6-3・6-4]

会長 計画策定後5年たったので、そろそろ計画自体をいったん見直す段階、来年度に向けての計画策定についての取り組みという内容かと思う。お聞きした範囲では、根本的に全面的にやり替える必要は多分ないだろうという判断をされているようなので、スケジュールにあるような進め方でいいのではないかという考えでいるが、これについて何か、コメントがあれば。滋賀県の消費者行政もしくは消費者計画なるものが、全都道府県の

中でどの程度の位置にあるのか、例えば分かりやすい話があるか。

事務局 消費者基本計画については、現在のところすべての都道府県で策定されているというものではない。現在、策定済みというところが、23 府県ある。それと、21 年度以降に改定した、または改定作業をしているところが、6 府県ほどある。

会長 最初に計画をつくって、改定に入ろうというのは、都道府県の中でも比較的、早いほうの段階にあると、そういうふうに理解すればよいか。

事務局 いまの段階では、4 府県が改定をされたという状況。

会長 議題は以上であるが、最初の議題から含めて、ぜひ質問をしておきたいということがあれば。

委員 実施状況の中で、多重債務の問題がかなり深刻であろうと思うが、なかなかこれは解決までは至らないのではないかと思う。
多重債務問題の無料相談会というのを、いろいろな会場でされているが、1 回の相談会について、何人ぐらい受け入れられておられるのかということをお伺いしたい。
平成 19 年がピークで少しずつ多重債務の相談が減ってきたということで、ひょっとして世の中がよくなっているのかと思えるけれども、実際はそうでもない。40 代、50 代に多重債務の相談者がかなり多いというようなパーセンテージも出ている。そういうところに今後、少し重点的に重きを置かれるような計画を立てていただければいいと思うが。

事務局 多重債務者の無料相談会については、県と滋賀弁護士会、滋賀県司法書士会で、共催させていただいている。

相談会は、1 対 1 で弁護士ならび司法書士とご相談いただく。時間は 1 時間。これだけの日数をやらせていただいて、合計の相談者は 111 名というのが昨年度の実績。今年度についても、同じように開催させていただいている。21 年度は不定期での開催だったが、より利用しやすく、予定を立てやすくしようと、毎月第 1 土曜日に定期的で開催させていただいている。定員については、1 回について 6 名

となっている。

委員 111 名ですか。

事務局 昨年度の実績が 111 名。これは、県が弁護士会、司法書士会とともに開催した無料相談会で相談を受けられた相談者数で、この他にも、それぞれの機関、例えば弁護士会・司法書士会が無料相談会をやっておられる。また、近畿財務局なども無料相談会をやっており、いろいろな機関で無料相談会は開催されているという状況になってきている。

委員 多重債務の相談者については、相談の処理結果としては何に分類されるのか。

事務局 その他情報提供になる。そちらの方に分類をさせていただいて、専門家窓口を紹介させていただいている。

委員 多重債務の問題は、貸金業法（貸金業の規制等に関する法律）の改正があったことから、従来の問題意外にも、ヤミ金融関係の問題が絡んでくるので、他部門との連携の強化というのは、今以上に重要になってくるのではないか。

事務局 県でも警察や、貸金業法が関係している商工関係部局など、協議会を通じて、そういったところとの連携を今進めている。やはり、状況が変わることによって、その相談がどこに行くのかという問題が出てくる可能性がある。

会長 結構大きな話になりそうだが。よろしいか。

委員 多重債務の問題について、滋賀県の中で多重債務の問題に取り組んでいる先進的な市町、例えば野洲市とか守山市。野洲市の場合、昨年度 1 年間だけで、窓口相談にみえた方が専門家のところに来られて、過払い金約 6 千万円程取り返して、そこから滞納されていたものを 700 万円ぐらい納付されたとか、守山市でも 3 千万円ほど過払い金を取り返して、税金の支払いに当てたという事例がある。県のセンターは、そういうことをされているのか。相談があったと

いう、入口にはあるが、その後、処理があって、最後の出口、こういうふうに解決したという統計は取られているのか。

事務局 例えば税の部署につなぐということは、市町であれば、その方がどれだけ滞納があるとかいうのがわかるが、県の場合はどうしても一般的な内容にならざるを得ないところもある。県と市との対応は違うところがあるかと思う。

会長 多分、どこまで処理できるかというのは、個人情報の壁というのが出てくると思う。県と市町で一般的な情報の交換ができていないか、できていないか、最初に出てきた問題だが、そういうレベルの問題と、具体的な中身になると、個人情報の問題に入り込まざるを得ないので、その連携が取れるのかということと、両方あると思う。課題だ。

委員 草津では相談員が主になって、市民センターで寸劇などをして、そういうトラブルにならないようにという、出前講座に参加したりしている。以前は、県の消費者団体の連絡会というものがあったのだが、何か自然消滅した感じがある。

委員 いま、消費者グループが県内にどれくらいあるか、そういう把握はできているのか。

事務局 県域の場合は、消費者団体の連絡協議会があったが、活動されていた方の高齢化とともに自然消滅してきている市町もあり解散した。地元市町での活動をされているところは幾つかあるときいているが、県内にどれだけあるのかというのは、県では把握していない状況。

委員 消費者庁ができて、啓発しなければいけないときに、後退しているのではないかと。

事務局 市町で活動されている団体は、市町を通じて支援に入らせていただくが、今は県が直接、把握しているようなことはないという状況。

会長 そこが最初に指摘された課題だと思う。

委員 滋賀県にも消費者行政活性化基金が積み立てられているが、その基金の活用方法というのは、基本計画は5年間ということで基金の期限とは合致しないが、たくさんのお金がどのように使われているかというのは、十分配慮しないといけない。今後、審議会が何らかのところで基金について検討しておいた方がいいのかなと思うが、その点についてはどうか。

会長 基金の使い方が、当該関係の部署にかかる審議会で議論したものかという問題。

事務局 消費者行政活性化基金は、その用途のメニューが示されており、そのメニューに沿うことが条件になっている。県事業と市町事業があり、県には、20年度、21年度合わせて3億2千900万円という基金がある。これは県事業と市町事業、約半々ぐらいで思っている。12の事業メニューが示されていて、例えば新たに窓口を整備する事業、相談活動をスタートする事業、相談員のレベルアップ事業、また、消費生活相談員の養成事業、啓発事業など、その内容に沿って事業を実施することになっている。それについて、この審議会を含めてほかの審議会でご審議いただいているということはない。国の基金の交付金の関係については、市町の計画を取りまとめた県計画として、消費者庁の方に報告しており、その内容については国にチェックを受けている。

会長 審議会としては、できるだけ基金を有効に使おうという話ができるが、今回の話は別個の判断だということか。

事務局 事業が本当に限られたメニューの中でということになるので、そこがこの基金の使いにくいところである。

会長 委員の皆さんには、たいへん活発な意見をいただけた。これをもって、第43回の滋賀県消費生活審議会を終了させていただく。

(審議終了)